

最高裁秘書第3830号

令和元年8月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

令和元年5月29日付け（同月31日受付、最高裁秘書第3031号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所は、高等裁判所の主任書記官以下の裁判所職員の人事について、下級裁判所からどのような報告を受けることになっているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）